

# 利用要領

## 1 利用要領

- (1) 利用対象者は、被保険者及び被扶養者です。
- (2) 利用の際は、当健康保険組合発行の「(リソ鳴尾浜) レジャーチケット」、「(ハーティ21) 運動施設割引券」のいずれかが必要となります。申込方法等は次のとおりです。

### a 「リソ鳴尾浜・レジャーチケット」をご希望の場合

- 別紙①(レジャーチケット申込書)に利用一部負担金(100円/1枚)を添えて、事業所の健康保険事務担当者を経由のうえ、当健康保険組合へお申込みください。「リソ鳴尾浜・レジャーチケット」を交付します。
- 交付された「レジャーチケット」に割引後の金額(510円)を施設フロントへ支払い、施設をご利用ください。
- 同施設利用にあたっては、3歳以上1人1枚のレジャーチケットが必要となります(そのため、大人、中学生、小人等の区別はありません)。
- なお、同チケットは、利用する期間により交付できる枚数が次のとおり決まっていますので、利用日を確認のうえ申込みいただきますようお願いいたします。

※ 本案内は次表の(1)にかかるものです。ご留意願います。

	利用期間(有効期限)	交付枚数	申込書受付開始日
(1)	5月11日~10月31日	1,500枚	5月11日
(2)	7月(予定)~10月31日	1,500枚	※ 後日案内予定
(3)	11月1日~4月30日	※ 後日案内予定	

- 交付については、当健康保険組合受付先着順の交付とさせていただきます。
- **利用期間中何回でも申込み可能ですが、被保険者1人1回の申込みは、同チケット10枚を限度とします。**ただし、各利用期間にかかる交付枚数が限度を超えた場合、お断りすることとなりますので、ご了承ください。
- 利用期間(有効期限)内に使用できなかった「同チケット」については、別紙②の払戻請求書に未使用の「同チケット」を添付し、印鑑を持参のうえ、平成30年11月20日までに当健康保険組合までお越し下さい。払い戻しいたします。

※ 平成30年11月21日以降は払い戻し致しませんのでご了承ください。

### b 「ハーティ21・運動施設割引券」をご希望の場合

- 別紙①-②の申込書によりお申込みください。「ハーティ21・運動施設割引券」を交付します。なお、申込みについては、平成30年5月11日以降にお願いします。
- 利用期間(有効期限)は「平成31年3月31日まで」となっています。
- 交付された「割引券」と割引後の金額を施設で直接支払い、施設をご利用ください。

## 2 利用一覧表

### (1) リゾ鳴尾浜・レジャーチケットでの利用

施設名	対応	一般料金（円）				割引後料金（円）			
		大人	中学生	小学生	小人	大人	中学生	小学生	小人
リゾ鳴尾浜	プール・リラクゼーションバス	1,750	1,340	1,030	720	(申込時) ……100 (施設利用時) …510			

### (2) ハーティ21・運動施設割引券での利用

施設名	対応	一般料金（円）				割引後料金（円）			
		15歳以上			15歳未満	15歳以上			15歳未満
市民健康開発センター	プール・トレーニング	プール	トレーニング	両方	プール	プール	トレーニング	両方	プール
ハーティ21		820	720	1,030	410	570	500	720	290

## 3 その他

両利用施設における「利用期間」、「利用時間」等は、別添①「利用施設のご案内」をご参照願います。